「2025年日本国際博覧会　損害保険加入手続等代行業務」の業務委託契約に係る特約条項

第１条　定義

本契約において、次の語句は下記の意味を有するものとする。

（１）本件損害保険：協会が別途契約相手方を選定して加入する損害保険をいう。

（２）本件保険会社：本件損害保険の契約相手方をいう。

（３）本件保険料：協会が本件損害保険加入に際し本件保険会社に支払う代金のことをいう。

第２条　委託内容

　本契約第１条第１項末尾に以下の文を追記する

　（幹事代理店の場合）なお、受注者は、他の代理店との業務分担につき、他の代理店との協議により定め、協会の承認を得るものとする。

（非幹事代理店の場合）なお、受注者は、【幹事代理店】が定め、協会の承認を得たとおりの内容で他の代理店と業務を分担することにつき、同意する。

第３条　業務委託料

　本契約第１条第２項及び第３２条乃至第３４条その他本契約における業務委託料に関する規定にかかわらず、業務委託料は、協会が本件保険会社に支払う本件保険料に含まれ、協会が本件損害保険に加入後に本件保険会社から受注者へ支払われるものとする。なお、受注者は、業務委託料の具体的な金額が受注者と本件保険会社との間で協議されること、及び、協会から受注者に対し、直接業務委託料が支払われないことに同意する。

第４条　適用除外

本契約のうち以下の条項は、本契約においては適用されないものとする。

第４条、第７条、第２５条、第３０条第２項乃至第６項及び第３１条。